

外郭団体のあり方に関する基本方針

(経営改善、事業の見直しと活性化・統廃合)

平成19年1月

高槻市

目 次

1 はじめに	1 頁
(1) 基本方針策定の趣旨	
(2) 対象団体	
2 外郭団体のあり方検討の基本方向	3 頁
(1) 団体の役割分担の明確化	
(2) 団体経営の効率化や市としての財政関与の見直し	
(3) 団体の統廃合の推進	
(4) 指導調整体制の整備	
(5) 監査体制と点検評価、情報公開の充実・強化	
3 具体的な見直しへの取組み	7 頁
(1) 団体の役割分担の明確化	
(2) 団体経営の効率化や市としての財政関与の見直し	
(3) 団体の統廃合の推進	
(4) 指導調整体制の整備	
(5) 監査体制と点検評価、情報公開の充実・強化	
4 市において取り組むべき事項	9 頁
(1) 経営評価の実施	
(2) 市の財政的支援、人的支援の見直し	
(3) 指導調整体制の整備	
(4) 監査体制と点検評価、情報公開の充実・強化	
5 外郭団体において取り組むべき事項	11 頁
(1) 運営体制の整備	
(2) 人事・給与制度	
(3) 事業運営の効率化等	
(4) 目標管理型経営の推進	
(5) 監査体制の強化と点検評価の充実・強化	
(6) 情報公開と情報提供の推進等	
6 個別団体の課題と見直しの方向性	13 頁
高槻市土地開発公社	13 頁
財団法人高槻市公営施設管理公社	14 頁
財団法人高槻市都市交流協会	15 頁
財団法人高槻市緑化森林公社	16 頁
財団法人大阪府三島救急医療センター	17 頁
財団法人高槻市水道サービス公社	18 頁
財団法人高槻市文化振興事業団	19 頁
社会福祉法人高槻市社会福祉事業団	20 頁
高槻都市開発株式会社	21 頁
社団法人高槻市シルバー人材センター	22 頁
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会	23 頁

外郭団体のあり方に関する基本方針

(経営改善、事業の見直しと活性化・統廃合)

1 はじめに

(1) 基本方針策定の趣旨

本市では、平成16年9月に「市民サービスを継続して提供できる、持続可能な自治体」を目指して、第6次行財政改革大綱実施計画を策定し、その中で、「外郭団体のあり方を見直し(経営改善、事業の見直しと活性化・統廃合)」を重要な課題として位置付けている。

これまで、外郭団体はその設立目的・趣旨に沿って、公の施設の管理受託や公共性の高い事業の展開において、民間的経営手法などその特性と機能を生かすことにより、多様化・高度化する行政需要に対し、効率的・効果的な公共サービスを提供し、時代の要請に応じて、行政の補完的・代行的な役割を十分果たしてきた。

しかし、今日の行政を取り巻く社会経済情勢の変化や、時代にふさわしい公的関与の必要性などを考えた場合、これまでの外郭団体のあり方を基本から見直し、時代の変化や新たな市民ニーズに対応できるよう、その役割や事業の再構築を図ることが求められている。

『3 公民の役割と協働の推進』

「外郭団体はその設立の経緯は多岐にわたるが、従来の受託事業のみではなく、自主的な事業展開を図り、コスト意識のもとに弾力的な自主・独立した経営が求められる。管理部門を含め、より収益の向上を目指した内部努力が必要であるが、新たな制度として指定管理者制度等が設けられ、外郭団体が所管する業務が縮小されることが予測される。こうした状況の推移を踏まえ、指定管理者制度導入の基本方針に基づき、組織の縮小、統廃合も視野に入れ、同制度への移行の対応などについて検討する。」

第6次行財政改革大綱実施計画

そのためには、外郭団体は自ら積極的に自己改革に取り組み、経営改善や事業の見直しを通じて活性化を図り、自主・自立的な経営基盤を確立すべきであり、本市は、そのために適切な指導、調整及び支援を行う必要がある。こうした観点に立って、外郭団体のあり方の見直しを図るため、この「基本方針」を策定した。

今後この「基本方針」に沿って、市と外郭団体との緊密な連携の下に、見直しの推進に取り組むものとする。

(2) 対象団体

この基本方針の対象となる「外郭団体」は、市民に対する団体経営の透明性を確保し、積極的な説明責任を果たしていく観点から、これまでの地方自治法第221条第3項の規定により政令で定められた法人として、本市が市議会へ経営状況等の報告を行ってきた、資本金、基本金等の2分の1以上を出資している団体にとどまらず、本市が事務局等へ職員を派遣している団体、その他補助金の交付等の財政支援を行うなど、市政運営と密接な関係がある以下の11の法人とする。

高槻市土地開発公社 財団法人高槻市公営施設管理公社
財団法人高槻市都市交流協会 財団法人高槻市緑化森林公社
財団法人大阪府三島救急医療センター
財団法人高槻市水道サービス公社 財団法人高槻市文化振興事業団
社会福祉法人高槻市社会福祉事業団 高槻都市開発株式会社
社団法人高槻市シルバー人材センター
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会

【参考：地方自治法に基づく団体への関与について】

出資割合50%以上の団体

- ・ 長の予算執行に関する調査権（法第221条）
- ・ 長の毎事業年度の事業計画・決算書類の作成と議会への提出（法第243条の3）

出資割合25%以上の団体

- ・ 出納その他の事務の執行で、財政的援助等に係るものに対する監査委員の監査（法第199条）
- ・ 出納その他の事務の執行で、財政的援助等に係るものに対する外部監査人の包括外部監査（法第252条の37）

2 外郭団体あり方検討の基本方向

国における規制改革の推進により、これまで公共団体や公共的団体に限られていた分野に民間事業者等の仕事の範囲が広がりつつある。

これまで「管理委託制度」によって公の施設を管理受託し、大きな役割を果たしていた外郭団体は、今回の「指定管理者制度」の導入によって、公の施設のうち、公募の施設等を除く31施設を、3年間に亘り、「特定」の指定管理者として管理することとなった。

指定管理者としての今後の事業継続性を考えた場合、この間に派遣職員やプロパー職員等の処遇を含め、2年後に到来する市場競争（公募）に対応できる体質改善などの取組が、当該外郭団体の喫緊の課題となっている。

特に市からの派遣職員については、定員管理がより厳格に求められる中で、その確保が一層困難となる状況にある。

一方、公募による指定管理者が増加するにつれて、新たな課題も懸念されている。施設管理の外部化（アウトソーシング）を進めることによる「ノウハウ」の喪失（ブラックボックス化）と、施設管理の「停止事態」への対応である。特に日常的・必需的利用の施設の場合、市民への影響を最小限に回避するためには、管理運営における「バックアップ（セーフティネット）」機能の確保が求められる。施設管理における「ノウハウ」の継承と「バックアップ」機能の確保に対して、外郭団体が一定の役割を果たすことも想定される。

また今後の事業展開においても、これまでの行政の補完的・代行的な業務や継続的に受け持ってきた事業だけでなく、市民等との協働分野における「新しい公共サービス」<注*>のきめ細かな提供など、これまでの外郭団体の特性を活かした、新たな時代の変化や市民ニーズに対応した役割を果たすことが必要となっている。

なお、国においては、「公益法人制度改革」として、民間非営利部門の活動を促進する観点等から、民法第34条に基づく公益法人を抜本的に見直しする公益法人制度改革3法を公布し、遅くとも平成20年12月1日までに施行される状況にある。

そこでは、「法人格取得」と「公益性の認定」が分離され、一般的な非営利法人は社団と財団の2種類で、公益性の有無に関わらず登記により簡便に設立できるが、公益社団（財団）法人の認定については、公益認定等委員会（国）又は合議制の機関（都道府県）が行うものとなっている。

現行の公益法人については、3法施行日において「特例民法法人」として存続するが、移行期間（施行日から5年間）に新法人制度（一般社団（財団）法人又は公益社団（財団）法人）へ移行するものとされ、移行できない法人は解散したものとみなされる。公益認定の詳細は未定であるが、公益法人として税制面などの優遇措置について今後も確保していけるかどうか、十分な研究・検討と計画的取組が求められる。

また、平成17年3月の国の「地方公共団体における行政改革のための新たな指針（新地方行革指針）」を受け、平成18年3月に策定した「第6次行財政改革大綱実施計画（追補）」において、「外郭団体の監査体制の強化と点検評価の充実・強化」と「外郭団体の積極的かつわかりやすい情報公開」についても取り組むことが必要となっている。

さらに平成18年8月には、国から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）」が示され、「第三セクター等の人件費」として給与等に関する情報の公開や、地方公共団体と第三セクター等との随意契約の適正化、そして「公共サービス改革」として、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスについてもその対象であることとされるなど、外郭団体を取り巻く状況は厳しいものとなっている。

こういった厳しい状況を適切に踏まえ、市と外郭団体の取組を全体としてみた場合に、『市民福祉の向上にとって、最も効果的・効率的な運営』となるよう、外郭団体の事業の見直しや組織の再編・再構築を図っていくことが望ましい。

こうした基本認識に立って、外郭団体及びその所管部局、関係部局等が見直しに取り組む「基本方向」は次のとおりとする。

<注* > 『新しい公共サービス』

従来は「公共サービスは行政が提供し、担うもの（公共＝行政）」という考え方が主流であった。しかし、大きな自然災害などを契機に、市民一人ひとりではできないことを解決するためには市民同士が連携し、解決を図っていく中で、「公共＝行政」ではなく、市民と行政の両者がまちづくりの主体として、役割を分担し、ともに公共を担っていくという「新しい公共」という考え方が生まれており、そこでのサービスをいう。

(1) 団体の役割分担の明確化

団体の使命（期待される役割）や経営目標、本市と団体や団体間の事業領域における「役割分担の明確化」を図る。

団体の設立時の目的や事業領域における本市の政策推進に果たす役割などの観点から、団体の果たすべき役割について再度原点に立ち戻り、公益性の再点検による事業の見直しや再編合理化・再構築を図る。

市の政策課題の重要な柱である「市民との協働」において、行政と市民との

中間に位置する外郭団体として、その特性や機能を活かしながら、協働の受け皿としての役割を明確にする。

少子高齢化の進展に伴う諸課題や、地球規模での環境問題への対応、地域の「安全・安心」の確保など、地域の課題や社会的な課題は増大の一途をたどっている。これらの課題を解決していくためには、これまでの行政サービスの枠を超えた「新しい公共サービス」の提供が不可欠であり、その担い手として、行政と市民やNPOなどが、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、連携・協働を図りながら取り組んでいくことが求められている。外郭団体は、これらの課題に対し可能な限り、「連携・協働の受け皿」機能を果たすとともに、必要な「コーディネーター」の役割も併せて果たすことが望ましい。

指定管理者制度導入に伴い、公の施設に係る行政責任を十分に果たしていくためには、施設の管理運営における「ノウハウの継承機能」や「バックアップ機能」の確保について、一定程度その役割を担うことが想定される。

果たすべき役割を十分担えるよう、団体の活性化につながる必要な「仕組み」を整備する。

(2) 団体経営の効率化や市としての財政関与の見直し

「公の施設」の管理運営に係るサービス内容や効率性を十分踏まえ、指定管理者制度の活用による民間事業者やNPO等への管理代行など、民間に委ねられる業務は委ねることを基本として推進する。

市の補完的・代行的な事業・業務について、本来の外郭団体の趣旨・目的に沿って、より適切な団体に行わせるよう「再編・整理」を行う。

事業分野が類似・近接している団体については、事業の「統合や共同化」を進める。

補助金・委託料を中心に団体への「財政関与」を見直し、財政支出を可能な限り抑制・削減する。

- ・ 団体が実施している「施策・事業」の見直し
- ・ 団体への「派遣職員」の削減（配置の見直しと重点化、引上げ）
- ・ 団体への「運営補助金等」の抑制・削減

(3) 団体の統廃合の推進

団体の役割分担の明確化や事業の再編・再構築を検証した後、今後の役割を見出せないものについては、課題を整理した上で、計画的かつ段階的に「統廃合」を進める。

(4) 指導調整体制の整備

所管部局及び関係部局の役割と責任の明確化など、団体に対する必要な「指導調整体制」の整備を行う。

団体の活性化や効率化を進める上で必要な「仕組み」を整備する。

(5) 監査体制と点検評価、情報公開の充実・強化

外部の専門家を活用する等、団体における「監査体制」を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた「点検評価」の充実・強化を図る。

団体の事業内容、経営状況、公的支援等の適宜適切な議会への状況説明とともに、住民に対する積極的かつわかりやすい「情報公開」に努める。

3 具体的な見直しへの取組

上記の「基本方向」に沿って外郭団体及びその所管部局、関係部局等が見直し策を進める場合の「具体的な取組」は次のとおりとする。

なお、団体の設立の形態や経緯、本市の財政的・人的な関与の形態や程度など、団体によって大きく異なっているため、そのような特殊性も考慮に入れて取り組む必要がある。

(1) 団体の役割分担の明確化

市の施策展開での「位置付け」の明確化
個別団体ごとに担うべき「役割や事業」のあり方の検討
団体の役割、特性、機能等を踏まえ、事業の「再編・整理」

(2) 団体経営の効率化や市としての財政関与の見直し

市の施策・事業の「実施手法」の見直し（補完的・代行的な事務事業の再整理）
団体への職員派遣の見直し（配置の見直しと重点化、引上げ）
団体に適用している「統一給与制度」等の見直し
団体に対する「運営補助金等」の抑制・削減

(3) 団体の統廃合の推進

団体の役割分担の明確化や事業の再編・再構築を検証した後、今後当該団体に対し「期待する役割」を見出せないものについては、課題を整理した上で、計画的かつ段階的に、他の団体への統合など、必要な「統廃合」を進める。

(4) 指導調整体制の整備

所管部局及び関係部局の役割と責任の明確化など「指導調整体制」の整備を行う。（所管部局及び関係部局等で構成する「（仮称）外郭団体調整委員会」の設置）
団体の活性化や効率化を円滑に進める「仕組み」を整備する。（「（仮称）外郭団体調整委員会」による適切な「指導・助言」や計画的な「進行管理」）

(5) 監査体制と点検評価、情報公開の充実・強化

外部の専門家を活用する等、団体における「監査体制」の強化については、必要な研究・検討を行い、平成20年度には実施する。また、行政評価の視点も踏まえた「点検評価」の充実・強化についても、必要な研究・検討、さらに試行を経て、同じく平成20年度には実施する。

団体の事業内容、経営状況、公的支援等の適宜適切な議会への状況説明については、平成19年度から実施するものとし、住民に対する積極的かつわかりやすい情報の公開については、「情報公開」の内容・手法の検討を行い、「指針」を策定することにより、平成21年度を目途に実施できるよう取り組む。

4 市において取り組むべき事項

上記の「基本方向」及び「具体的な見直しへの取組」に沿って、外郭団体及びその所管部局等がそれぞれの立場で取り組むことが必要であるが、特に本市の所管部局、関係部局等が取り組むべき事項は、次のとおりとする。

所管部局、関係部局等は、予算の執行、補助金の支出、委託契約、職員の派遣等の事務執行において、外郭団体と緊密な連携を図りながら、見直しを推進する。

(1) 経営評価の実施

毎年、経営面を中心とした点検評価を実施し、運営上問題のある団体については、必要に応じて「経営改善計画」の策定を求める。(団体が自己評価として行う「PDCAサイクル」の取組に対して、全庁的な立場から、透明性を確保し客観性を高める。)

(2) 市の財政的支援、人的支援の見直し

市の団体に対する財政関与については、事業内容とコスト面から十分な点検を行うとともに、必要な事業の見直しと、他の民間事業者等へのアウトソーシングを推進する。

団体への派遣職員については、団体ごとに職員派遣の位置付けを明確にし、必要な最小限の職員を派遣する。

現在団体に適用している「統一給与制度に関する基本事項」と「非常勤職員報酬取扱基準」については、廃止を含む見直しを行う。

(3) 指導調整体制の整備

所管部局及び関係部局の役割と責任の明確化など、外郭団体の指導調整を図る体制として「(仮称)外郭団体調整委員会」を設置する。

また、団体の活性化や効率化を進める上で、人材育成や士気の高揚など、プロパー職員等の人事・研修諸制度の整備に対する指導・助言など、必要な「仕組み」を整備する。

(4) 監査体制と点検評価、情報公開の充実・強化

団体における外部の専門家を活用する等「監査体制」の強化、行政評価の視点も踏まえた「点検評価」の充実・強化については、団体が主体的に、必要な研究・検討、さらには実施に向けて円滑に取り組めるよう、所管部局及び関係部局は必要な支援を行う。

また、団体の事業内容等の適宜適切な議会への状況説明や、住民に対する積極的かつわかりやすい情報の公開についても、所管部局及び関係部局は、団体とともに情報公開の内容・手法の検討を行い、「指針」の策定など、必要な支援を行う。

5 外郭団体において取り組むべき事項

上記「基本方向」及び「具体的な見直しへの取組」に沿って、外郭団体及びその所管部局、関係部局等がそれぞれの立場で取り組まなければならないが、特に外郭団体が主体的に取り組むべき事項は次のとおりとする。

(1) 運営体制の整備

役員への民間人登用の拡充（一層の「経営専門性」や「企業統治」の確保）
と役員数の適正化等
組織の簡素化・フラット化と機能強化

(2) 人事・給与制度

人事諸制度の見直し（団体固有（プロパー）職員の適切な昇格・昇任管理、
人事考課制度の導入、研修の充実等）
給与制度の見直し（団体の経営状況や事業内容を踏まえた制度見直し）
職員数の削減と雇用形態の多様化（業務に応じた人材派遣社員やアルバイト
職員等の積極的な活用など）

(3) 事業運営の効率化等

既存業務を再点検し、積極的な「アウトソーシング」の活用
団体間における管理部門の「統合又は共同化」の研究・検討
新たな収入の確保（寄附金、広告料収入等の開拓）
基本財産等の安全・有利な運用（低金利時代にあって、基本財産の活用、運用
方法について多角的に対応）

(4) 目標管理型経営の推進

目標管理型経営を確立するため、現在行っている「事業計画」と「事業報告」
について、いわゆる計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check）
見直し（Action）の「PDCAサイクル」を、行政評価の視点も踏ま
えた「点検評価システム」として、平成20年度には実施できるよう、必要な
研究・検討、さらに試行に向けて取り組む。

また、新たに3年程度の経営の中期計画を策定し、中期目標の設定と業績評価

を行い、「目標管理型経営力」を高める。

(5) 監査体制の強化と点検評価の充実・強化

外部の専門家を活用する等、団体における「監査体制」の強化については、必要な研究・検討を行い、平成20年度には実施できるよう努める。

(6) 情報公開と情報提供の推進等

市が策定する指針に基づき、外郭団体の事業内容、経営状況、公的支援等について、市から議会への適切な「状況説明」が、平成19年度には実施できるよう努める。また、市及び各団体が、市民への積極的な「情報公開」として、これら情報について、インターネットを活用して、同じく、平成21年度までには提供できるよう、ホームページの整備・運用に努める。

6 個別団体の課題と方向性

個別の団体ごとに、本市が今後団体に「期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性」は、次のとおりである。

今後、各団体、所管部局及び関係部局等が連携しながら、課題への対応と見直しに取り組む。

団 体 名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
高槻市土地開発公社	<p>「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、昭和48年に設立し、これまで公有地の取得及び管理において、その役割を十分果たしてきたが、その後の土地事情の変化を受けて、組織のあり方についての検討を行い、平成18年4月に簡素な組織体制への見直しを行った。</p> <p>現行の国庫補助制度のもとでは、引き続き公社が持つ公共事業用地の先行取得機能は必要となっている。</p> <p><見直しの方向性> 今後も公社独自事務等の整理・軽減を進め、適切な事業運営に努めるとともに、課題である長期保有土地の早期解消に取り組む。</p>

【団体概要】

設立年月日	昭和48年1月6日	基本財産等	5,000千円（市出資比率 100%）
所在地	高槻市桃園町2番1号		
目的	公有地の取得及び管理を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。		
本市所管課	財務部財務管理室管財課		

【役職員の状況】（平成18年4月1日）

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
	1				14			
【情報公開：ホームページの有無】				監事、監査役		臨時職員		
有 ・ (無)				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				1	1			

【主な事業】

公共用地先行取得事業
公共用地売却事業

【財務諸表】

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	2,782,878	2,633,817	2,455,821
正味財産合計	266,083	299,688	297,145
当期収入合計	1,860,446	543,805	377,710
当期収支差額	28,491	33,605	-2,544

【市の財政支出状況】

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金			
負担金	8,660	13,525	13,778
委託料			
貸付金			
債務保証限度額	6,000,000	3,000,000	3,000,000
損失補償限度額			

団 体 名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(財団法人)高槻市公営 施設管理公社	<p>「管理委託制度」に基づき、市が設置する公共施設の管理運営を行うために昭和52年に設立し、これまで駐車場など多くの施設を効果的・効率的に管理することを通じて、市民福祉の向上に多大な貢献をしてきた。</p> <p>今回の「指定管理者制度」の導入によって、取り巻く環境が大きく変化した。引き続き、駐車場やスポーツ施設などの19の公共施設については、特定の指定管理者としてその役割を果たすこととなっているが、多くの民間事業者等が参入する中において、公社設立当初に「管理委託制度」で期待されたその役割は、今日では一定終わったものと考えられる。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>今後は、公社の設立目的等を踏まえ、今日的課題を整理し、統廃合も含めた公社のあり方について検討を進める。</p>

【団体概要】

設立年月日	昭和52年 4月 7日	基本財産等	8,000千円(市出資比率 100%)
所在地	高槻市桃園町1番1号		
目的	高槻市が設置する施設の管理運営について、施設の設置目的を効果的に達成することにより、市民の福祉増進に寄与する。		
本市所管課	市長公室 総合調整室		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

(単位:人)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員		
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他	
0	1	0	0	0	10	2	1	20	
監事、監査役							臨時職員		
民間から				民間以外		アルバイト	パート		
有				(無)		0	2	18	0

【情報公開:ホームページの有無】

有 ・ (無)

【主な事業】

- 事業
駐車・駐輪場施設管理

- 事業
スポーツ施設管理

- 事業
社会教育施設管理

【財務諸表】

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	108,225	91,244	95,714
正味財産合計	18,000	18,000	18,000
当期収入合計	721,951	773,034	735,350
当期収支差額	0	0	0

【市の財政支出状況】

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	11,876	16,492	11,350
負担金	0	0	0
委託料	707,584	753,889	720,314
貸付金	0	0	0
債務保証限度額	0	0	0
損失補償限度額	0	0	0

団体名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(財団法人)高槻市都市交流協会	<p>姉妹都市・友好都市との市民各層の幅広い交流を推進するために平成3年に設立し、これまで市民親善訪問や交流訪問団の受入など、各種交流事業の実施によって、都市交流や国際交流に貢献してきている。</p> <p>国際化が一層進展する中において、市民各層の交流事業は更に拡大する方向にある。これら市民ニーズに適切に対応するためには、市の取組と連携しながら、姉妹都市・友好都市との交流事業を円滑に実施することや、自主事業の展開によって、市民の国際交流を促進するという協会の役割が、今後益々重要なものとなってきている。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>奨学金支給制度など、必要な事業見直しを行うとともに、活動基盤の充実に向けた、新規会員の獲得の取り組み、基金運用方法の見直しによる増収への取り組みを行う。</p>

【団体概要】

設立年月日	平成3年12月12日	基本財産等	200,000千円（市出資比率 100%）
所在地	高槻市桃園町2番1号		
目的	高槻市内において、都市レベル、市民レベルでの国際交流事業を行うことにより、高槻市の国際化に寄与するとともに国際平和に貢献することを目的とする。		
本市所管課	市長公室秘書室都市交流課		

【役職員の状況】（平成18年4月1日）

（単位：人）

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
			1(兼)		2			2
【情報公開：ホームページの有無】				監事、監査役		臨時職員		
有 ・ (無)				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				1	1			

【主な事業】

姉妹都市・友好都市等との交流事業
 市内に居住、滞在する外国人との交流事業
 国際交流に関する講演会、講座等の開催事業
 国際交流に関する情報の収集及び提供事業
 外国人のための生活の支援事業
 市民レベルでの国際交流活動の促進事業
 高槻市の国際化及び国際交流事業の支援事業

【財務諸表】

（単位：千円）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	207,403	207,535	207,445
正味財産合計	202,326	203,267	201,906
当期収入合計	17,360	16,664	20,747
当期収支差額	374	941	-1,361

【市の財政支出状況】

（単位：千円）

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	11,391	10,596	15,362
負担金			
委託料			
貸付金			
債務保証限度額			
損失補償限度額			

団体名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(財団法人)高槻市緑化 森林公社	<p>森林の保全と緑化を推進し、森林等自然環境の健全な利用を図り、もって市民の福祉と健康の増進に資することを目的に、平成元年に設立し、「森林銀行制度」の運営を中心に、市民参加による森林育成活動や各種啓発事業の実施を通じて、本市の森林の保全と緑化に大きな役割を果たしてきた。さらに、平成10年度からは、公園等の維持管理業務を受託して組織の拡大を図った。しかし、事業が拡大する中で、設立当初の目的・趣旨に沿った事業の再点検が必要とされ、また、市民の自然環境への関心の高まりとともに、市民と協働した取組が拡大しており、その受け皿機能の強化への対応も必要とされてきている。</p> <p>引き続き当公社には、「森林銀行制度」の推進や、森林の保護・育成への市民参加機会の創造、市民と行政が一体となった緑化・森林保全の啓発事業を担うことが期待される。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>「森林銀行制度」をはじめとする事業の再構築とともに、ボランティア・NPO 団体等との市民協働による森林保全活動の仕組みづくりや、都市緑化・木質資源リサイクルについての啓発並びに情報発信と仕組みづくりなどの研究に取り組む。</p>

【団体概要】

設立年月日	平成元年3月31日	基本財産等	40,800千円(市出資比率 90.2%)
所在地	高槻市桃園町2番1号		
目的	高槻市における森林の保全と緑化を推進し、森林等自然環境の健全な利用を図り、もって市民の福祉の増進に資すること		
本市所管課	農林振興室		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

(単位:人)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
-	-	1	-	-	10	-	2	7
【情報公開:ホームページの有無】				監事、監査役		臨時職員		
(有)・無				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				-	2	8	-	

【主な事業】

- 森林保全及び啓発事業
 - ・森林銀行制度推進
 - ・木質資源リサイクル
 - ・森林保全啓発
 - ・森林環境・景観保全
- 緑化及び啓発事業
 - ・都市緑化啓発
 - ・緑化イベント開催
- 公園等維持管理事業
 - ・公園・緑地・緑道等維持管理
 - ・児童遊園維持管理
 - ・街路樹維持管理

【財務諸表】

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	47,067	47,246	47,529
正味財産合計	42,092	43,177	43,774
当期収入合計	216,234	217,959	208,676
当期収支差額	79	385	98

【市の財政支出状況】

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	5,103	4,755	4,344
負担金	0	0	0
委託料	209,766	212,234	203,314
貸付金	0	0	0
債務保証限度額	0	0	0
損失補償限度額	0	0	0

団 体 名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(財団法人)大阪府三島救急医療センター	<p>本市及び島本町における救急医療態勢の確立を目的に昭和49年に設立され、これまで高槻島本夜間休日応急診療所、大阪府三島救命救急センターなどの運営を通じて、地域医療に大きく貢献してきた。</p> <p>その後、特別救急隊などの高度救命機能への高まる期待と同時に、近隣地域の救急医療環境の変化や、医師等従事者の確保の課題、厳しい財政状況下での本市の財政支援など、当センターを取り巻く環境は一層厳しさを増している。</p> <p>当センターは、市民の安全と安心を守るための重要な業務を担う団体として、その存在意義は極めて高く、特別救急隊の本格稼働をはじめ、市民が一層安心して暮らせるまちづくりに果たす役割は大きい。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>市民の安全と安心に寄与するため、特別救急隊をはじめとする救命救急や初期救急、小児救急など、救急医療の地域における一層の向上と拠点機能の充実に努める。</p>

【団体概要】

設立年月日	昭和49年6月6日	基本財産等	25,363千円(市出資比率75%)
所在地	高槻市南芥川町11番1号		
目的	救急・医療態勢の確立を図り、もって健康で幸福な住民生活の保持、向上に寄与することを目的とする。		
本市所管課	健康部 医療課		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

(単位:人)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
0	0	0	0	139	0	0	0	29
				監事、監査役			臨時職員	
				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				0	2	15	15	

【情報公開:ホームページの有無】

<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
---------------------------------------	----------------------------

【主な事業】

高槻島本夜間休日応急診療所運営
大阪府三島救命救急センター運営
ひかり診療所運営

【財務諸表】

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	2,621,641	2,867,473	2,844,193
正味財産合計	1,258,816	1,521,436	1,533,246
当期収入合計	2,885,107	2,810,968	2,763,189
当期収支差額	67,517	97,310	51,605

【市の財政支出状況】

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	450,882	437,059	436,719
負担金	0	0	0
委託料	184,694	184,299	200,615
貸付金	450,000	450,000	450,000
債務保証限度額	0	0	0
損失補償限度額	214,000	214,000	214,000

団体名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(財団法人)高槻市水道サービス公社	<p>小規模受水槽方式の給水設備の適正な維持管理や啓発事業などを通じて、環境衛生の向上と住民の福祉の増進に寄与するために平成10年に設立し、これまでその役割を十分果たしている。小規模受水槽方式の給水設備は減少傾向にあるが、水道事業の「家庭まで安心して利用できる安全な水を公平に供給していく」という本来的な公益事業を、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、効率的に担っていく役割は大きい。</p> <p><見直しの方向性> 公益法人制度改革に対応するため、受託事業の経費抑制による競争性向上に向けての必要な研究・検討を行う。</p>

【団体概要】

設立年月日	平成10年 4月 1日	基本財産等	200,000千円(市出資比率 100%)
所在地	高槻市桃園町4番15号		
目的	高槻市水道事業と協調を図りながら、高槻市の給水区域内において、小規模受水槽方式による給水設備の適正な維持管理の確保並びに、水道事業に係る広報啓発、調査研究等の事業を多角的に行い、もって環境衛生の向上と住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。		
本市所管課	水道部総務課		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

(単位:人)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員		
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他	
		2			3			41	
監事、監査役				臨時職員					
民間から		民間以外		アルバイト	パート				
1		1		3					

【情報公開:ホームページの有無】

(有)	無
-----	---

【主な事業】

公益事業
小規模貯水槽方式による給水設備の指導・啓発事業
広報啓発事業

受託事業
水道メータ検針業務
開閉栓業務

収益事業
清水受水場及び芥川受水場での駐車場管理業務

【財務諸表】

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	215,828	217,040	215,616
正味財産合計	200,612	200,689	200,467
当期収入合計	127,592	131,307	133,182
当期収支差額	156	77	222

【市の財政支出状況】

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	29,076	31,708	28,840
負担金	0	0	0
委託料	89,031	90,393	94,044
貸付金	0	0	0
債務保証限度額			
損失補償限度額			

団体名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(財団法人)高槻市文化振興事業団	<p>市民の文化活動の振興を図り、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的に、平成元年に設立され、これまで、文化・生涯学習施設の管理運営、市民に対する優れた芸術鑑賞の機会の提供や、地域における自主的・創造的な文化活動の振興など、文化振興から生涯学習などの各種事業の企画・実施を通じて大きな成果を挙げてきた。</p> <p>引き続き、文化会館については、特定の指定管理者として施設管理を行っていくこととなっているが、今後は、事業のあり方等をはじめ、経営基盤の強化や経営の効率化、自主事業の拡充など、経営改善に向けた検討を進めることが求められている。</p> <p>当事業団は、優れた芸術文化の機会の提供と、市民の文化団体・サークルとの協働、地域との連携による取組によって、魅力あふれる市民文化・個性豊かな地域文化を創造する担い手として、今後もその役割が期待される。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>指定管理者としては、より一層効率的・効果的な管理運営を目指すとともに、従来の取り組みに加え、地域密着型の事業団として、地域および市民グループとの連携や、学校との連携を図り、様々な文化活動への参加・体験を推進する取り組みを行う。</p>

【団体概要】

設立年月日	平成 元年 3月 2 9日	基本財産等	530,000千円 (市出資比率 96.1%)
所在地	高槻市野見町2番33号		
目的	高槻市の文化行政と密接な連携を保ちながら、自主文化事業の企画・実施や市民の自主的な文化活動の援助等を通じて、市民文化の振興を図るとともに、文化施設の効率的な管理運営を行い、魅力ある市民文化、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的に設立		
本市所管課	市民協働部市民参画室文化振興課		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
0	1	0	0	2	6	0	0	8
【情報公開:ホームページの有無】				監事、監査役		臨時職員		
(有) 無				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				0	1	0	0	

【主な事業】

施設管理 高槻現代劇場の施設管理
文化振興事業 市民の文化活動を振興するため、コンサートや演劇、文化セミナー等採算のとりにくい事業も含めた文化事業の提供、及び市民の文化活動の支援・育成

【財務諸表】

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	671,120	663,916	663,000
正味財産合計	606,260	607,052	606,378
当期収入合計	534,272	543,030	539,685
当期収支差額	4,829	3,208	674

【市の財政支出状況】

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	42,920	38,796	36,061
負担金	0	0	0
委託料	418,008	427,158	421,392
貸付金	0	0	0
債務保証限度額	0	0	0
損失補償限度額	0	0	0

補助金に文化振興課、男女共同参画課、青少年課所管分を含む
委託料に文化振興課、男女共同参画課、青少年課、高齢福祉課所管分を含む

団体名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(社会福祉法人)高槻市 社会福祉事業団	<p>多様化複雑化する市民の福祉ニーズに的確に対応することを目的に平成5年に設立し、これまで障害者施設、老人福祉施設などの管理をはじめ、介護保険事業や障害者自立支援法の事業を実施し、市民福祉の向上に多大な貢献を行ってきた。これら施設管理については、引き続き特定の指定管理者としての役割を果たしていくが、2年後に迫った原則公募を見据えて、経営基盤の強化や経営の効率化などが必要となっている。</p> <p>当事業団は、保健福祉分野における公的セーフティネットの役割とともに、先導的事業展開を通じて、民間事業者のリーディングモデルとなる役割が求められる。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>民間事業者によって十分対応できない分野において、必要な保健福祉サービスを提供し、市と連携して公的責任を果たせるよう取り組むとともに、本市における社会福祉法人等のモデルとされる事業運営を目指していく。</p>

【団体概要】

設立年月日	平成5年3月17日	基本財産等	403,000千円	(市出資比率 75%)
所在地	高槻市城東町5番1号			
目的	市民の福祉ニーズに応え、充実した保健・福祉サービスの提供を目的とする。			
本市所管課	福祉部福祉政策室			

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市OB	市派遣	市OB	その他
	1	1		8	5	53	3	79
				監事、監査役		臨時職員		
				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				2	0	6	158	

【情報公開：ホームページの有無】

(有) ・ 無

【財務諸表】

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	1,007,720	974,123	997,200
正味財産合計	677,079	760,767	784,334
当期収入合計	1,230,782	1,079,641	1,019,337
当期収支差額	72,127	83,482	23,619

【市の財政支出状況】

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	68,007	35,079	32,654
負担金			
委託料	368,848	379,221	385,639
貸付金			
債務保証限度額			
損失補償限度額			

【主な事業】

第一種社会福祉事業
高槻市立養護老人ホーム
高槻市立つきのき学園
高槻市立療育園
の受託経営
第二種社会福祉事業
高槻市立山手老人福祉センター
高槻市立郡家老人福祉センター
高槻市立富田老人福祉センター
高槻市立春日老人福祉センター
高槻市立阿武山老人デイサービスセンター
高槻市立城東老人デイサービスセンター
高槻市立山手老人デイサービスセンター
の受託経営
老人居宅介護等事業
障害福祉サービス事業
移動支援事業
公益事業
高槻市立かしのき園の受託経営
居宅介護支援事業
福祉用具貸与事業
訪問看護事業
保健・福祉意識の啓発事業
保健・福祉に関する相談事業
保健・福祉団体との連絡調整・助成事業
居宅介護等従事者養成研修事業
高槻市地域包括支援センターの受託経営
介護予防支援事業

団 体 名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
高槻都市開発株式会社	<p>国鉄高槻駅南再開発事業に伴い、グリーンプラザの管理デベロッパー業務などを行うため、昭和53年に設立され、これまで、ビル保全管理業務、駐輪場事業などを通じてその役割を果たしてきた。</p> <p>平成18年度からは公募の指定管理者として、公共施設の管理を行うなど、市場競争に適應できる経営能力・体質を備えている。今後も駅周辺施設が拡充整備される見通しから、保全管理業務が質・量とも増加していくものと考えられる。これらに対応するためには、今以上に組織の充実を図ることが必要となってきた。</p> <p>設立当初に会社が担っていた役割はすでに達成されている。今後は、市が対応すべき今日的課題について、会社が担える新たな役割の明確化に向け、幅広く検討することが必要である。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>公募の指定管理者としての事業拡大など業務拡大を図り、経営基盤の確立を目指すとともに、市が期待する新たな役割に応えられるよう研究・検討を行う。</p>

【団体概要】

設立年月日	昭和53年5月4日	基本財産等	100,000 千円(市出資比率47.83%)
所在地	高槻市紺屋町1番1号		
目的	国鉄高槻駅前市街地再開発事業に伴う再開発ビルの管理		
本市所管課	都市産業部 都市政策室		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

(単位:人)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
0	2	0	0	5	0	0	0	7
【情報公開:ホームページの有無】				監事、監査役		臨時職員		
(有) ・ 無				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				0	2	0	0	

【主な事業】

公共施設の受託管理事業
JR高槻駅前広場

ビルの管理運営事業
グリーンプラザ 1号館
3号館

損害保険代理業

駐輪施設事業
指定管理者事業
自転車駐車場
プール

【財務諸表】

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	347,452	380,781	519,123
正味財産合計	267,286	269,731	277,654
当期収入合計	94,825	115,133	133,760
当期収支差額	2,988	2,444	7,922

【市の財政支出状況】

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金			
負担金			
委託料	49,490	56,857	56,481
貸付金			
債務保証限度額			
損失補償限度額			

団 体 名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(社団法人)高槻市シルバー人材センター	<p>高齢者の長年培ってきた豊かな経験と能力を生かし、就業を通じて活力ある地域社会づくりに寄与するため、昭和57年に設立し、これまで各種業務の請負などで、高齢者に就業機会を確保するとともに、地域社会の発展に大きく貢献してきた。</p> <p>今後、団塊の世代が退職期を迎えようとしている中で、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に、就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりを進めていくという役割は益々重要なものとなる。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>会員や職員の意識改革を進め、自主性や企画力の向上を図り、組織強化に取り組むとともに、新たな会員確保のために、粗入会率の向上や事業実績の向上に取り組み、財政基盤の強化に努める。</p>

【団体概要】

設立年月日	昭和57年 8月27日	基本財産等	- - 千円(市出資比率 0%)
所在地	高槻市古曽部町1丁目1番5号		
目的	定年退職後において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること。		
本市所管課	高齢福祉課		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
	1			4		1		3
				監事、監査役		臨時職員		
				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				2		2		

【情報公開:ホームページの有無】

(有) ・ 無

【主な事業】

受託事業
公園の草刈り・清掃
駐車場・駐輪場の管理
家事援助
無料職業紹介事業
人材派遣事業
独自事業
剪定枝の販売(土壌改良材)

【財務諸表】

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	138,530	156,702	166,294
正味財産合計	68,755	80,610	91,788
当期収入合計	659,793	719,532	712,780
当期収支差額	7,504	12,377	11,091

【市の財政支出状況】

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	39,633	39,906	40,784
負担金			
委託料	77,588	87,980	109,942
貸付金			
債務保証限度額			
損失補償限度額			

団体名	期待する役割及び当面の課題と見直しの方向性
(社会福祉法人)高槻市 社会福祉協議会	<p>本市における社会福祉事業の健全な発達や社会福祉活動の活性化を図るため、昭和26年に設立され、地域の幅広い団体等との密接な連携のもと、各種福祉事業を実施し、これまで多大な成果を挙げてきている。</p> <p>一方、介護保険制度や障害者自立支援法の改正など、今日の地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきている。このような中で、社会福祉協議会は今後とも広範かつ多様な市民団体と行政を結びつけ、複雑化する地域福祉ニーズに適切に対応する橋渡し役として、益々重要なものとなってきている。</p> <p>当団体は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民参加・協働による地域実態に即した事業実践を通じて、その役割を果たし、市民福祉の向上を図ることが期待される。</p> <p><見直しの方向性></p> <p>地域福祉の推進という使命達成のため、これまでの組織活動体制を見直し、現在策定中の地域福祉活動計画における小地域ネット等の施策を重点的に実施できるよう、効果的・効率的な組織や、財政、事務局体制の整備に努める。また、市との適切な役割分担と連携のもと、団体特性を活かした事業展開を目指す。</p>

【団体概要】

設立年月日	昭和26年3月29日	基本財産等	3,000千円(市出資比率 0%)
所在地	高槻市桃園町2番1号		
目的	高槻市における社会福祉事業その他の社会福祉事業を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。		
本市所管課	福祉部 福祉政策室		

【役職員の状況】(平成18年4月1日)

(単位:人)

常勤役員				常勤職員			非常勤職員	
プロパー	市OB	市派遣	その他	プロパー	市派遣	市OB	市OB	その他
0	1	0	0	10	1	1	0	6
				監事、監査役			臨時職員	
				民間から	民間以外	アルバイト	パート	
				2	0	3	1	

【情報公開:ホームページの有無】

有

【主な事業】

- 地区福祉委員会活動事業
- ・声かけ、見守り活動
- ・いきいきサロン
- ・高齢者食事サービス
- ・子育て支援
- ・ボランティア活動推進事業
- ・ボランティアの発掘、派遣
- ・ボランティア講座
- ・福祉サービス利用援助事業
- ・地域福祉権利擁護事業(財産預かり、金銭管理)
- ・車椅子利用者等の移送サービス事業
- ・車椅子、療養ベッド貸出事業
- ・各種相談事業
- ・心配ごと・法律相談
- ・高齢者暮らしの相談
- ・生活福祉資金貸付
- ・福祉団体等事務局業務

【財務諸表】

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
資産合計	420,222	438,471	449,999
正味財産合計	375,277	387,939	404,418
当期収入合計	179,371	210,515	209,209
当期収支差額	8,795	15,273	17,789

【市の財政支出状況】

(単位:千円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
補助金	66,552	85,934	87,828
負担金	500	500	500
委託料	8,979	19,572	22,879
貸付金	0	0	0
債務保証限度額	0	0	0
損失補償限度額	0	0	0